

香川県条例第23号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(法人税割の税率) 第38条 略</p> <p>(法人の事業税の税率) 第42条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の7.2</td> </tr> </table> <p>(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の6.6</td> </tr> </table> <p>(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p>	略		各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の7.2	略		各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の6.6	<p>(法人税割の税率) 第38条 法人税割の税率は、100分の5とする。</p> <p>(法人の事業税の税率) 第42条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得</td> <td style="text-align: center;">100分の7.2</td> </tr> </table> <p>(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得</td> <td style="text-align: center;">100分の6.6</td> </tr> </table> <p>(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p>	略		各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の7.2	略		各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の6.6
略																	
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の7.2																
略																	
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の6.6																
略																	
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の7.2																
略																	
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の6.6																

略	
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の9.6

2・3 略

4 略

(1) 略

ア・イ 略

ウ 各事業年度の所得に100分の7.2を乗じて得た金額

(2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の6.6を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得に100分の9.6を乗じて得た金額

(個人の課税標準の区分経理の義務)

第42条の3 法第72条の2第10項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、その個人の事業から生ずる所得について、法第72条の49の8第1項ただし書の規定によってその個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

附 則

(法人税割の税率の特例)

20 昭和51年4月1日から平成28年3月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第38条の規定にかかわらず、100分の5.8とする。

(法人の事業税の税率の特例)

27 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度（法第72条の13に規定する

略	
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の9.6

2・3 略

4 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア・イ 略

ウ 各事業年度の所得及び清算所得に100分の7.2を乗じて得た金額

(2) 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の6.6を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の9.6を乗じて得た金額

(個人の課税標準の区分経理の義務)

第42条の3 法第72条の2第9項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、その個人の事業から生ずる所得について、法第72条の49の8第1項ただし書の規定によってその個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

附 則

(法人税割の税率の特例)

20 昭和51年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割並びに同期間内における解散（合併による解散を除く。以下同じ。）による清算所得に対する法人税割の税率は、第38条の規定にかかわらず、100分の5.8とする。

(法人の事業税の税率の特例)

27 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度（法第72条の13に規定する

事業年度をいう。以下同じ。)に係る法人の事業税についての第42条の規定の適用については、第42条第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の4」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、同条第3項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.7」と、同条第4項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」とする。

事業年度をいう。以下同じ。)に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)についての第42条の規定の適用については、第42条第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の4」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、同条第3項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.7」と、同条第4項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第42条の改正規定、附則第20項の改正規定(「平成23年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める部分を除く。)及び附則第27項の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、平成22年10月1日から施行する。
(法人の県民税に関する経過措置)
- 2 改正後の附則第20項の規定は、平成22年10月1日以後に解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に解散(合併による解散を除く。)が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
(法人の事業税に関する経過措置)
- 3 改正後の第42条及び附則第27項の規定は、平成22年10月1日以後に解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。